鹿病防第 19 号
令和７年６月 11 日

各関係機関の長　殿

鹿児島県病害虫防除所長

令和７年度 技術情報第７号(サツマイモのムツスジアシナガゾウムシ)について（送付）

サツマイモのムツスジアシナガゾウムシについて，下記のとおり取りまとめましたので，周知およびご指導をよろしくお願いいたします。

なお，本情報は，病害虫防除所ホームページ（https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujosho/index.html）にも掲載しています。

令和７年度 技術情報第７号

現在，ムツスジアシナガゾウムシの被害が大隅地域の一部地域で見られています。サツマイモの植付後の苗が激しく加害されると枯死を招きます。今後，栽培期間に本種が増加すると，生育不良による収量の低下を生じる恐れがありますので，ほ場をよく見回り，早期発見・防除に努めてください。

１　対象病害虫　　ムツスジアシナガゾウムシ

２　対象作物　　サツマイモ

３　発生状況及び情報の根拠

（１）５～６月にサツマイモほ場を調査した結果，鹿屋市，大崎町および志布志市において，前年にムツスジアシナガゾウムシの発生が認められたほ場を中心に,本年も発生および被害が認められた。また，一部では近隣ほ場への被害の拡大が認められた。なお，県本土の他の市町での発生は認められていない（表１）。

（２）本種の発生ほ場の一部では，５～６月にかけて被害が拡大しており，多発ほ場も認められた。

４　防除上注意すべき事項

（１）ムツスジアシナガゾウムシは令和５年 10～11 月に鹿屋市，大崎町，志布志市で発生が確認された害虫（令和５年度特殊報第２号：令和５年 11 月 22 日付け参照）である。

（２）本種は，サツマイモほ場で数世代を経過し，増加する。ほ場を巡回し，本種による葉柄の加害などを確認して，必要に応じて，成虫の捕殺や幼虫が寄生して膨らんだつるなどを除去する。

（３）農薬を散布する際は,つるや葉柄など成幼虫が加害する部位によく付着するように丁寧に行う。

（４）被害や防除薬剤（植物防疫法第 29 条第１項に基づく経過措置）については別添のリーフレットを参照し，防除の際は登録内容を遵守し，適切に防除する。

（５）サツマイモほ場周辺のヒルガオ科雑草を除去し，環境整備に努める。なお，海外では成虫がバレイショ，ダイズ，カンキツなども加害するとされるが，国内ではフジ，ヨモギで，県内ではチャ，バレイショでの加害が認められている。

5　調査結果

表１　サツマイモほ場におけるムツスジアシナガゾウムシの発生状況（令和７年５～６月）

調査市町村[1)]	ほ場数[2)]		被害株率[3)]			
			５月		６月	
	調査ほ場（筆）	被害確認ほ場（筆）	被害ほ場数（筆）	平均（%）	被害ほ場数（筆）	平均（%）
鹿屋市	22	6	4	11.0	3	22.0
大崎町	6	3	2	4.0	3	49.3
志布志市	15	5	4	22.0	2	27.0
曽於市	10	0	－	－	－	－
枕崎市	6	0	－	－	－	－
南九州市	11	0	－	－	－	－
指宿市	17	0	－	－	－	－
阿久根市	5	0	－	－	－	－
日置市	8	0	－	－	－	－

１）調査月日　５月１日：鹿屋市，大崎町，志布志市，曽於市，枕崎市，南九州市，指宿市
６月３日：阿久根市，日置市
６月５日：鹿屋市，大崎町，志布志市，曽於市

２）ほ場数：５～６月の合計（重複は除く）

３）被害株率：１ほ場当たり被害が多く認められるほ場外縁の畦の 25 株を２カ所（計 50 株調査）調査し，平均は被害ほ場の平均値